

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施することについて通知がありました。

令和四年五月二日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 基本測量（航空レーザ測量による高精度標高データ整備）

二 測量の地域 奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山辺郡山添村、生駒郡平群町、三郷町及び斑鳩町、高市郡高取町及び明日香村、北葛城郡上牧町、王寺町、広陵町及び河合町並びに吉野郡吉野町及び大淀町

三 測量の期間 令和四年六月一日から令和五年三月三十一日まで